

事業系ごみの資源循環を進めていくための取組みについて（方針決定すべき事項）

本市では、事業系ごみの資源化推進に関する具体的な仕組みづくりの検討を目的として「事業系ごみの資源化推進検討委員会」を設置し、同検討委員会から平成22年12月、答申を受けた。

この答申を踏まえ、「資源循環策」、「ごみ処理手数料の改定」、「行政支援策」を事業系ごみの資源化促進システムとして、一体的に整備するため、下記のとおり方針決定する。

1. ごみ処理手数料

(1) 定期収集手数料

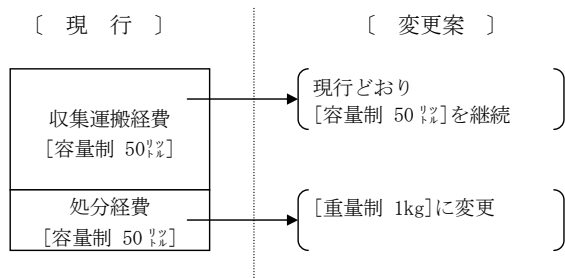
①減免制度の廃止

事業者の自己処理責任及び資源化推進の観点から減免制度は廃止する。なお、廃止にあたっては、下表のとおり段階的に見直す。

	減免率
現行	50%
H23.10.1からH25.3.31まで	35%
H25.4.1からH27.3.31まで	20%
H27.4.1以降	廃止(0%)

②制度の見直し

ごみ減量効果を実感しやすい制度とするため、定期収集手数料の構成要素である処分経費を、H23.10.1より「50リットルまでごと」の容量制から「1kgまでごと」の重量制に変更する。なお、収集運搬経費の部分は現行どおり容量制を継続する。



上記①、②を実施することによって、定期収集手数料の額を次のとおり改定する。

現行	改定案
収集量50リットルまでごとに217円	収集量50リットルまでごとに143円と 収集量1kgまでごとに下記の額を合算した額 (H23.10.1からH25.3.31まで 9円 H25.4.1からH27.3.31まで 11円 H27.4.1から 14円)

なお、定期収集手数料の見直しに伴い、臨時収集手数料も次のとおり改定する。

現行	改定案
収集量1立方メートルまでごとに5,350円	収集量1立方メートルまでごとに3,885円と 収集量1kgまでごとに下記の額を合算した額 (H23.10.1からH25.3.31まで 9円 H25.4.1からH27.3.31まで 11円 H27.4.1から 14円)

(2) 処分手数料

処分手数料は、事業者の自己処理責任の原則から、ごみ処理コスト応分の負担を求めることを原則としている。

平成20年度のごみ処理コストは、10kg当たり180円となっており、現在の処分手数料（10kgまでごとに140円）はごみ処理コストより約40円低く設定されているが、中小零細事業者に与える影響を考慮し、減免制度の段階的廃止を実施する間は、現行の額を継続する。

2. 事業系ごみ資源化推進ファンド

事業系ごみの減量、資源化に資する事業者の取組みを支援し、以て事業系ごみの削減を図るため、「事業系ごみ資源化推進ファンド」を設置する。

なお、同ファンドの設置期間は、平成23年10月1日から次期ごみ処理基本計画の目標年次である平成37年度末までとする。

3. 一般廃棄物収集運搬許可制度

- 現行の13許可業者による事業系ごみの地域割当制は、有効な制度として機能しており、今後も継続していく。
- 排出事業者の資源化に向けた取組みの後押しとして、収集運搬許可を要する厨芥類（食品残さ）等の資源物に限定して、割当地域を設けない全市域などを対象とした許可制度を新たに設ける。